

# 肝がん・重度肝硬変医療費助成 のご案内=簡易版=



埼玉県マスコットコバトン、さいたまっちゃん

2021年は埼玉誕生150周年

肝がんや重度肝硬変の高額療養費該当月(※)にかかる対象医療について、助成を受けられる制度です。  
令和3年4月の改正により助成対象医療が広がります。

## 助成対象者 (すべてに該当する方)

- B型またはC型ウイルスを起因とする  
肝がん、重度肝硬変を治療中の方
- 国民健康保険や組合健康保険など公的医療保険に加入している方
- 世帯年収が概ね370万円以下の方

## 助成開始の条件

助成開始前の12か月以内に対象医療での高額療養費該当月が2回以上あることで、3月目から助成対象となります  
申請時には、保険医療機関、保険薬局が作成する「医療管理票」が必要となります。

- ①医療機関(どこでも良い)・保険薬局の
- ②対象医療により
- ③高額療養費が支給される月が
- ④2回以上(連続していなくても可)

患者さんは、ここで申請手続を開始できます

- ①指定医療機関・保険薬局において
- ②対象医療により
- ③高額療養費が支給される月が
- ④3回目以降

ここから助成開始  
ただし  
令和3年4月以降

← 12月 (助成対象となる月を含む) →

各保険医療機関、保険薬局での支払額確認のため、医療管理票の作成が必要となります。  
医療管理票は、助成開始後も必要となります。

お問い合わせ 埼玉県保健医療部 疾病対策課  
《さいたま市浦和区高砂3-15-1》

☎ 048-830-3598    ✉ a3590-05@pref.saitama.lg.jp



裏面もご覧ください

## 対象となる医療

(※)入院時食事療養費や自費診療は除く

- 肝がん、重度肝硬変（非代償性肝硬変と同じ）の入院医療
- 肝がんの分子標的薬または肝動注化学療法での外来医療

## 指定医療機関・医療管理票

対象医療の治療に対応できる医療機関を

「指定医療機関」として各都道府県で指定しています。

申請書を県に提出していただき、審査後に指定させていただきます。

なお、保険薬局は手続不要です（どこの薬局でも対象となります）。



### 【指定医療機関（保険薬局）の主な役割】

- 対象となる患者さんへの事業のご案内
  - 申請等に必要な書類の作成（診断書（指定医療機関の医師のみ）、医療管理票の作成など）
- 指定医療機関は、県と厚労省のホームページに掲載されます。

### 【医療管理票について】

- ・会計ごとの作成
- ・様式は、患者さんが持参、または指定医療機関や保険薬局で備えていただくことも可能
- ・対象医療に係る分のみ作成

医療管理票

人種	年齢	性別	住所	入院日	退院日	診療科目	診療内容	処方薬	検査	その他

## 窓口での会計(※)

	窓口での請求	診療報酬請求	医療管理票
① 入院で高額療養費該当	1万円	肝がん・重度肝硬変 (公費負担者番号) 38116026	すべての「対象医療」について会計ごとに作成
② 外来・上記以外の入院	保険診療の自己負担額	通常の診療報酬の請求	(②の場合、合計して高額療養費該当となると患者さんは県に償還払の手続をします)

※対象医療のみで計算します

## もっと詳しいご案内 資料請求の方法

### ①埼玉県ホームページ

「埼玉県 肝がん」で検索（各種ご案内や様式をダウンロードできます）

⇒「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のご案内」

### ②県庁担当課でのご案内、メールや郵送での資料請求

事業についてご案内いたします。

資料請求の場合は、表面の「埼玉県保健医療部 疾病対策課」宛てにお電話かメールで送り先をお知らせください。

詳細は、医療機関向けマニュアルや実施要綱をご覧ください。

患者さん向けご案内資料も用意しております

(ホームページでの改正後のご案内は3月下旬掲載予定)